

**令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る滋賀県災害対策本部
第 1 回本部員会議 議事概要**

- 1 事 案 名 令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ
- 2 開催日時 令和 8 年 7 月 13 日（月） 9 時 23 分から 9 時 42 分まで
- 3 開催場所 危機管理センター 災害対策本部室
- 4 出席者 本部長
三日月知事
副本部長
東副知事、岸本副知事
本部員
防災危機管理監 知事公室長 総合企画部長 総務部長
観光文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長
子ども若者部長 商工労働部長 農政水産部長 県土整備部長
交通まちづくり部長 会計管理局长 企業庁長 病院事業庁長
びわこボートレース事業庁長 教育委員会教育長 警察本部長
各災害対策地方本部長
各土木事務所長
甲賀市

5 内 容

(1) 概 要

ア 報告・共有事項

(ア) 被害等の状況

(イ) 道路防災ドクターによる現地調査結果

イ 協議・決定事項

災害救助法の適用について

(2) 会議録

ア 開 会

事務局長：被害の状況、道路防災ドクターによる現地調査結果を庁内全体で共有し、災害救助法の適用について諮る。

イ 議 事

(ア) 被害の状況について

事務局：資料に基づき説明。

(イ) 道路防災ドクターによる現地調査結果

県土整備部：資料に基づき説明。

(ウ) 災害救助法の適用について

事務局長：災害救助法施行令第1条第1項第4号の基準に照らし、災害救助法を適用することとし、継続的な救助を行いたい。

本部長：7月9日に現地を確認し、被害の大きさを目の当たりにした。避難指示も発令されており不安を抱く方もおられ、被災されている方々にお見舞い申し上げます。長期化する災害に対し、甲賀市に寄り添っていく必要があることから災害救助法の適用は必要と認識している。この場で、災害救助法の適用を決定する。

事務局長：今ほど、令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れに係る災害に対し「災害救助法の適用」が決定した。関係部は、決定に従い対応を願う。

(エ) 本部長確認

本部長：災害救助法の適応はいつ以来か。

事務局長：昭和40年9月の台風24号以来、61年ぶりの適用となる。

本部長：記録も記憶もない対応なので緊張感をもった対応が必要。関係部（健康医療福祉部、県土整備部、交通まちづくり部等）からの報告事項はあるか。

健康医療福祉部長：保健医療福祉調整本部を設置した。保健所および甲賀市と緊密に連携し調整して対応していく。

交通まちづくり部長：当該地域の盛土の現状調査を実施する。県営住宅を管理しており、近接の住宅1戸が提供可能である。

災害対策甲賀地方本部長：情報が入り次第、逐次報告する。地方本部として各所連携しながら対応する。

本部長：甲賀市で困っていることは。

甲賀市：一昨日、住民説明会を実施した。生命の安全を最優先に取り組んでいく旨を伝えた。県や国の力添えをお願いする。

本部長：暑い中、長引く対応で大変だと思う。県として、被災住民、甲賀市に寄り添った対応を行っていく。

(オ) 本部長指示、本部長メッセージ

本部長指示

- ① 一日も早い復旧に向けて、関係者が一丸となって対応していくこと。
- ② 被災された方に復旧の見通しをできる限り早く、詳しく示すこと。避難される方の生活環境への配慮、住民の意向を踏まえ、速やかな受け入れ、寄り添いを甲賀市とともに行うこと。
- ③ 盛土地域の弱さ、衰えに対して寄り添い、当該地域で同様の被災がないように、創造的復興に向けた検討・対応を強く要請する。救助法適用を機に国とよく協議し対応すること。

本部長メッセージ

- ・被災された方々に、改めてお見舞い申し上げます。避難生活を余儀なくされ、

不安な時間を過ごされている方もおられるので、できるだけ早く平穏な心穏やかな日々が戻るよう努力していく。

- ・避難指示が出ているエリアで、まだ避難されていない方は、一刻も早く安全な場所へ避難するよう強く要請する。
- ・県としても、災害救助法を適用し、国や甲賀市、関係事業者と連携しながら、避難支援に全力で取り組むとともに、被災箇所の二次災害防止と早期の調査や復旧に向け、支援していく。
- ・今回の災害があった箇所と同様に、造成されたところ、特に、盛土地域にお住まいの方で、道に亀裂があることなどを発見された場合は、お住まいの地域の市役所や県に相談していただきたい。

ウ 閉 会